

4月の異動に伴う必要書類について

提出していただく書類には、将来のご自分の年金もしくは医療保険に関わる大切なものもありますので下記の「区分」を確認の上、○の付いている書類を必ず提出ください。

※各様式は公立学校共済組合石川支部のホームページにあります。

区分	提出書類												
	異動報告書	資格取得届書	年金加入期間等報告書	履歴書のコピー (採用時に任命権者へ提出する履歴書のコピー)	辞令のコピー	基礎年金番号通知書のコピー 年金手帳のコピー又は	転入届書	転出届書	任意継続組合員申出書	組合員証 (被扶養者証・高齢受給者証)	被扶養者認定申告書	記載事項変更申告書	基礎年金番号通知書のコピーを添付 (被扶養配偶者の年金手帳のコピー又は 国民年金第3号被保険者資格取得届 *5)
所属所異動(石川支部内での異動)	○												
新規採用者	県費職員	○	○	○	○	○					○		○
	大学法人・市町費職員	○	○	○	○	○					○		○
転入者(他の共済組合からの異動者)	○	○	○		○		○				○		○
転出者(他の共済組合への異動者)	○							○		○			
県費職員から大学法人・専従市町費職員(K番)へ 大学法人・専従市町費職員(K番)から県費職員へ													
公立学校共済組合間異動	他支部から石川支部へ *6	○	○	○		○		○		○	○		○
	石川支部から他支部へ *7	○						○					
退職者	任意継続組合員希望者 *8	○							○	○			
	再任用者(フルタイムのみ)	○								○		○	
	その他	○								○			

- *1 年金加入期間等報告書は、前歴の有無にかかわらず、新規採用者、転入者とも提出すること。
- *2 履歴書のコピーは、初めて組合員(初めて職員)となった場合に提出すること。
- *3 県費職員に関しては提出は不要です。
- *4 被扶養者認定申告書には、原則添付書類が必要です。
- *5 国民年金第3号被保険者資格取得届は、被扶養者に20歳以上60歳未満の配偶者がいる方に限ります。
- *6 組合員証等は、転出前の支部で交付をうけたものを石川支部へ提出すること
- *7 石川支部から交付されていた組合員証等は、新たに所属した支部へ提出すること。
- *8 退職日から20日以内に申し出ること。

※他の共済組合とは地方職員共済組合、市町村職員共済組合、警察共済組合、国家公務員共済組合等をいう。

退職・転出をされる方は組合員証・被扶養者証・高齢受給者証等を必ず返却ください

- ◆退職・転出した場合はその翌日から当共済組合の組合員資格が無くなり、当共済組合の組合員証等を使用しての医療給付が受けられなくなります。
- ◆医療機関にて組合員証等を使用した場合は、共済組合が負担した医療費を全額返還していただきます。
- ◆新しい異動先で健康保険証が交付されない間であっても、決して共済組合の組合員証等は使用しないでください。

組合員や被扶養者の現況に変更があった場合は共済組合まで届出をお忘れなく

- ◆組合員及び被扶養者の住所・氏名の変更があった場合は「記載事項変更申告書」を提出ください。
- ◆新たに被扶養者としての要件を得る又は欠くに至る方がいる場合は「被扶養者・認定取消申告書」及び必要書類を添付のうえ、共済組合まで送付ください。
- ◆被扶養者に関わる申告は遅滞することの無いようにお願いします。遅れた場合は医療費の返納等が生ずる場合がありますのでご注意ください。
- ◆被扶養者が就職先で新しい健康保険証が交付されるまでの間であっても、決して共済組合の被扶養者証は使用しないでください。